平成２５年（フ）第２５０号
神奈川県大和市桜森２丁目16番９号　ヴィクトリアパーク401号
債務者　円城寺千秋
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７９号
横浜市鶴見区上末吉５丁目29番３号　ヴィラ鶴見１－Ｄ
債務者　出口　秀明
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８６号
横浜市港北区新横浜１丁目19番地10
債務者　渡部　雅平
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５号
静岡県袋井市月見町17番地　市営月見町団地Ｂ棟２号
債務者　加藤　豊子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
熊本県八代市建馬町２－１コアコーポＡ棟105、住民票上の住所熊本県八代市古閑下町1659番地５
債務者　平野　　恵
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月13日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第２０号
熊本県八代市鏡町北新地381番地
債務者　白奥　裕子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月13日午後２時30分
熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７号
千葉県君津市南子安６丁目17番28号
破産者　片平　朋宏
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２５８号
長崎県佐世保市牧の地町９番地５　アートインフローレスⅠ202号、破産開始決定時の住所長崎県佐世保市田原町６番18号
破産者　西川　政彦
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
茨城県土浦市荒川沖６番地345
破産者　カフェレストランバスティーユこと
下野　　剛
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４３号
千葉県木更津市小浜621番地４
破産者　能城　　勝
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第３６７号
函館市中道１丁目30番25―Ｂ31号
破産者　角川進太郎
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７２０号
仙台市青葉区鷺ケ森２丁目23番２号
破産者　冨田　真也
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８０９号
仙台市宮城野区清水沼１丁目１番２号　ＳＫＲハイツ108
破産者　佐藤　淳子
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８１４号
仙台市太白区中田町字法地北19番地の62
破産者　佐々木　晋
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
茨城県つくば市金田154番地５
破産者　沼尻　勝男
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１８３号
茨城県稲敷郡阿見町住吉１丁目１番地１　住吉宿舎１―102号、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字実穀1627番地18
破産者　岡山　和生
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第６２０号
福岡県みやま市瀬高町長田2677番地吉田アパート201号、開始決定時の住所埼玉県川越市大字砂新田50番地８
破産者　大石　晃彦
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部